## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社坂東

代表者及び住所 大阪府大阪市中央区玉造2丁目13番25号

代表取締役 坂東 博明

2. 指名停止措置期間 : 令和6年3月11日から令和6年5月10日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 : 株式会社坂東の取締役は、独立行政法人国立病院機構が運営する大

阪刀根山医療センター(大阪府豊中市)が発注した事務用品などの随意契約で、令和3年10月ごろ同病院の元職員へ、同社が有利になるよう便宜を図った見返りに、現金70万円を渡したとして、令和6年1月29日、贈

賄の疑いで大阪府警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由 : 株式会社坂東の取締役が贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負

契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号ロ(贈賄)及び「地方 整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置

要領」別表第2第3号ロ(贈賄)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(睡睛)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ代表役員等 ロー般役員等 ハ 使用人

〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)